厚 生 委 員 会 資 料
令 和 ６ 年 ２ 月 ２６ 日
健康推進部国保医療年金課

第３６号議案

品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和６年２月１９日実施
品川区国民健康保険事業の運営に関する協議会資料

目　　次

【審議事項】

	頁
１．品川区国民健康保険条例の一部改正	1～3
審議事項にかかる補足説明	4～5
《参考資料》	
（１）国民健康保険制度の広域化（都道府県化）の概要	6
（２）賦課割合の算出について	7
（３）令和６年度保険料率の算定について	8～10
（４）賦課限度額について	11
（５）令和６年度　収入別・世帯構成別保険料試算	12
（６）令和５年度　政令指定都市における国民健康保険料の状況	13
（７）国民健康保険料の保険料率等の推移	14～15
（８）品川区国民健康保険　主な数値	16

【報告事項】

１．品川区国保財政健全化計画について	17
２．品川区第三期データヘルス計画・ 品川区第四期国保基本健診等実施計画について	18
３．令和５年度第１回 品川区国民健康保険事業の運営に関する協議会　議事要旨	19

品川区国民健康保険条例の一部改正

第1　保険料率等の変更

(1)　基礎賦課額

（単位：円・%）

条文および区分 ＼ 年度			令和5年度		令和6年度(案)	
第15条の4 第15条の8	保険料率	所得割	7.17/100		8.69/100	
		均等割	45,000		49,100	
	賦課割合		所得割	均等割	所得割	均等割
			60	40	60	40
	保険料賦課限度額		650,000		650,000	
第19条の2	均等割	7割減額(1号)	31,500		34,370	
		5割減額(2号)	22,500		24,550	
		2割減額(3号)	9,000		9,820	

(2)　後期高齢者支援金等賦課額

（単位：円・%）

条文および区分 ＼ 年度			令和5年度		令和6年度(案)	
第15条の12 第15条の16	保険料率	所得割	2.42/100		2.80/100	
		均等割	15,100		16,500	
	賦課割合		所得割	均等割	所得割	均等割
			60	40	60	40
	保険料賦課限度額		220,000		240,000	
第19条の2	均等割	7割減額(1号)	10,570		11,550	
		5割減額(2号)	7,550		8,250	
		2割減額(3号)	3,020		3,300	

(3)　介護納付金賦課額

（単位：円・%）

条文および区分 ＼ 年度			令和5年度		令和6年度(案)	
第16条の4 第16条の5	保険料率	所得割	2.20/100		2.36/100	
		均等割	16,200		16,500	
	賦課割合		所得割	均等割	所得割	均等割
			60	40	60	40
	保険料賦課限度額		170,000		170,000	
第19条の2	均等割	7割減額(1号)	11,340		11,550	
		5割減額(2号)	8,100		8,250	
		2割減額(3号)	3,240		3,300	

第2　その他の変更

(1)　条例　第19条の2(低所得者の保険料の減額)

令和6年度税制改正の大綱において、国民健康保険税の軽減措置について減額の対象となる所得基準について見直しが行われたことに伴い、国民健康保険法施行令が改正されたため、条例においても同様の改正を行います。

【現行】 軽減判定所得基準額

7割軽減	基礎控除額(43万円)＋10万円×(給与または年金所得者数※－1)
5割軽減	基礎控除額(43万円)＋10万円×(給与または年金所得者数※－1) ＋29万円×(被保険者数)
2割軽減	基礎控除額(43万円)＋10万円×(給与または年金所得者数※－1) ＋53.5万円×(被保険者数)

↓

【改正後】 軽減判定所得基準額

7割軽減	基礎控除額(43万円)＋10万円×(給与または年金所得者数※－1)
5割軽減	基礎控除額(43万円)＋10万円×(給与または年金所得者数※－1) ＋29.5万円×(被保険者数)
2割軽減	基礎控除額(43万円)＋10万円×(給与または年金所得者数※－1) ＋54.5万円×(被保険者数)

※給与収入は、55万円を超える方が対象。
　年金収入は、65歳未満は60万円、65歳以上は110万円をそれぞれ超える方が対象。

(2)　条例　第19条の4(未就学児の被保険者均等割額の減額)

条例第15条の4(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)および条例第15条の12(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)に規定する均等割額の変更に伴い、納付義務者の属する世帯に未就学児がいる場合における当該未就学児に係る均等割額を、区分に応じてそれぞれ定める額を減額して得た額とします。

			令和5年度(現行)	令和6年度(改正後)
基礎賦課額	均等割	7割減額	6,750	7,365
		5割減額	11,250	12,275
		2割減額	18,000	19,640
		減額なし	22,500	24,550
後期支援金等賦課額	均等割	7割減額	2,265	2,475
		5割減額	3,775	4,125
		2割減額	6,040	6,600
		減額なし	7,550	8,250

(3) 条例　第15条の5～第15条の7、
　　第15条の13～第15条の15　(①退職者医療制度に関する条文)
　条例　第14条の3～第14条の4、第15条、第15条の4、第15条の8～第15条の12、
　　第15条の16、第16条、第19条、第19条の2　(②退職者医療制度に関連する条文)
　制定付則　　第6条、第7条　(③退職者医療制度に関連する制定付則)

退職者医療制度の経過措置について、今般、対象者が激減し財政調整効果が実質喪失していることを踏まえ、事務コスト削減を図る観点から、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和5年法律第31号)により、令和6年4月1日に廃止されることが決まりました。これにより、退職者医療制度にかかる関係条文等の削除、条文中の同制度に関する文言の削除および同制度と区別するための文言を修正します。

①退職者医療制度に関する条文　(削除)
ア．退職被保険者等に係る基礎賦課額（第15条の５）
イ．退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定（第15条の６）
ウ．退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定（第15条の７）
エ．退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額（第15条の13）
オ．退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定（第15条の14）
カ．退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定（第15条の15）

②退職者医療制度に関連する条文　(修正)
ア．一般被保険者に係る基礎賦課総額（第14条の３）
イ．一般被保険者に係る基礎賦課額（第14条の４）
ウ．一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定（第15条）
エ．一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率（第15条の４）
オ．基礎賦課限度額（第15条の８）
カ．一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額（第15条の９）
キ．一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第15条の10）
ク．一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定（第15条の11）
ケ．一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率（第15条の12）
コ．後期高齢者支援金等賦課限度額（第15条の16）
サ．介護納付金賦課総額（第16条）
シ．賦課期日後において納付義務の発生、消滅または被保険者数の異動等があつた場合（第19条）
ス．低所得者の保険料の減額（第19条の２）

③退職者医療制度に関連する制定付則　(削除)
ア．平成23年度および平成24年度における保険料の所得割額の算定の特例（制定付則第６条）
イ．平成25年度および平成26年度における保険料の所得割額の算定の特例（制定付則第７条）

(4)　条例　第19条の5(出産被保険者の保険料の減額)

出産被保険者の保険料の減額について、減額する保険料分の算出過程における端数処理について、国から具体的な考え方が提示されたことにより、文言を変更します。

第3　施行期日

令和6年4月1日

審議事項にかかる補足説明

①保険料率（所得割率、均等割額）の変更について

特別区長会において令和6年度の特別区賦課総額見込から統一保険料率を算出・決定しました。特別区統一保険料率に合わせることにより、品川区の各保険料率（所得割率・均等割額）が変更になります。また、これまで区独自で設定していた介護納付金分の所得割率についても、同様に統一保険料率を採用します。

基礎分（医療分）

	令和5年度
所得割率	7.17%
均等割額	45,000円

⇒

令和6年度	対前年増減
8.69%	+1.52pt
49,100円	4,100円

後期高齢者支援金分

	令和5年度
所得割率	2.42%
均等割額	15,100円

⇒

令和6年度	対前年増減
2.80%	+0.38pt
16,500円	1,400円

介護納付金分

	令和5年度
所得割率	2.20%
均等割額	16,200円

⇒

令和6年度	対前年増減
2.36%	+0.16pt
16,500円	300円

特別区では、同一世帯構成・同一所得であれば同一の保険料額となる仕組みである、統一保険料方式を実施してきました。

統一保険料を原則としつつ、この水準を参考に各区独自に定めることも可能ですが、品川区の保険料率も特別区統一保険料率と同じとなっています。

⇒各保険料率の算定については、P. 8～10を参照。

《参考：保険料の「所得割」と「均等割」について》

・保険料は所得に応じてかかる「所得割額」と、加入者数に応じてかかる「均等割額」の合算額で、世帯を単位に計算されます。

・介護分保険料は40歳～64歳（第2号被保険者）の加入者について賦課されます。

●すべての加入者

基礎分保険料 ＝（前年の所得 × 8.69%（所得割率））＋（世帯内の国保加入者数 × 49,100円（均等割額））

後期支援分保険料 ＝（前年の所得 × 2.80%（所得割率））＋（世帯内の国保加入者数 × 16,500円（均等割額））

●40歳～64歳（第2号被保険者）の加入者

介護納付金分保険料 ＝（前年の所得 × 2.36%（所得割率））＋（世帯内の第2号被保険者加入者数 × 16,500円（均等割額））

②後期高齢者支援金等賦課限度額の変更について

令和6年度税制改正の大綱において、国民健康保険税の課税限度額が引き上げられたことに伴い、国民健康保険法施行令が改正されたため、条例においても同様の改正を行います。

後期高齢者支援金分

	令和5年度		令和6年度
賦課限度額	220,000円	⇒	240,000円

基礎分（医療分）および介護納付金分の賦課限度額については、令和5年度と同額です。

③軽減後均等割額の変更について

基礎分（医療分）、後期高齢者支援金分、介護納付金分の均等割額が変更されたことに伴って、7割・5割・2割減額後の均等割額が変更となります。

基礎分（医療分）

	令和5年度		令和6年度
均等割額	45,000円	⇒	49,100円
7割減額後の均等割額	13,500円		14,730円
5割減額後の均等割額	22,500円		24,550円
2割減額後の均等割額	36,000円		39,280円

後期高齢者支援金分

	令和5年度		令和6年度
均等割額	15,100円	⇒	16,500円
7割減額後の均等割額	4,530円		4,950円
5割減額後の均等割額	7,550円		8,250円
2割減額後の均等割額	12,080円		13,200円

介護納付金分

	令和5年度		令和6年度
均等割額	16,200円	⇒	16,500円
7割減額後の均等割額	4,860円		4,950円
5割減額後の均等割額	8,100円		8,250円
2割減額後の均等割額	12,960円		13,200円

④未就学児の均等割軽減について

世帯に未就学児（6歳に達する日以後最初の3/31以前である被保険者）がある場合において、当該未就学児に対する均等割額（基礎分・後期支援分）を減額します。

減額する額は、均等割額（低所得者に対する法定減額がある場合はその減額後の均等割額）に10分の5を乗じて得た額とします。

基礎分（医療分）＋後期高齢者支援金分

	令和5年度			令和6年度	
	軽減前	軽減後		軽減前	軽減後
均等割額	60,100円	30,050円	⇒	65,600円	32,800円
7割減額後の均等割額	18,030円	9,015円		19,680円	9,840円
5割減額後の均等割額	30,050円	15,025円		32,800円	16,400円
2割減額後の均等割額	48,080円	24,040円		52,480円	26,240円

参考資料（1） 国民健康保険制度の広域化（都道府県化）の概要

①制度改正後の都・区の役割分担について

都の役割

①財政運営の責任主体となり、国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化させる。
②国保の運営方針を定め、区市町村の事務の効率化・広域化等を推進。
③医療給付費に必要な費用は全額、都が区へ交付。
④都内区市町村へそれぞれ納めるべき納付金や標準的な保険料率を提示。

区の役割

①都へ納付金（標準保険料率に基づく保険料徴収相当額）を納付する。
②都が提示した保険料率を参考に区の保険料率を決定する。※
（※ただし、特別区は現在統一保険料方式をとっている。）
③保険の加入・脱退・徴収など区民に身近な存在としてきめ細かい事業を担当。

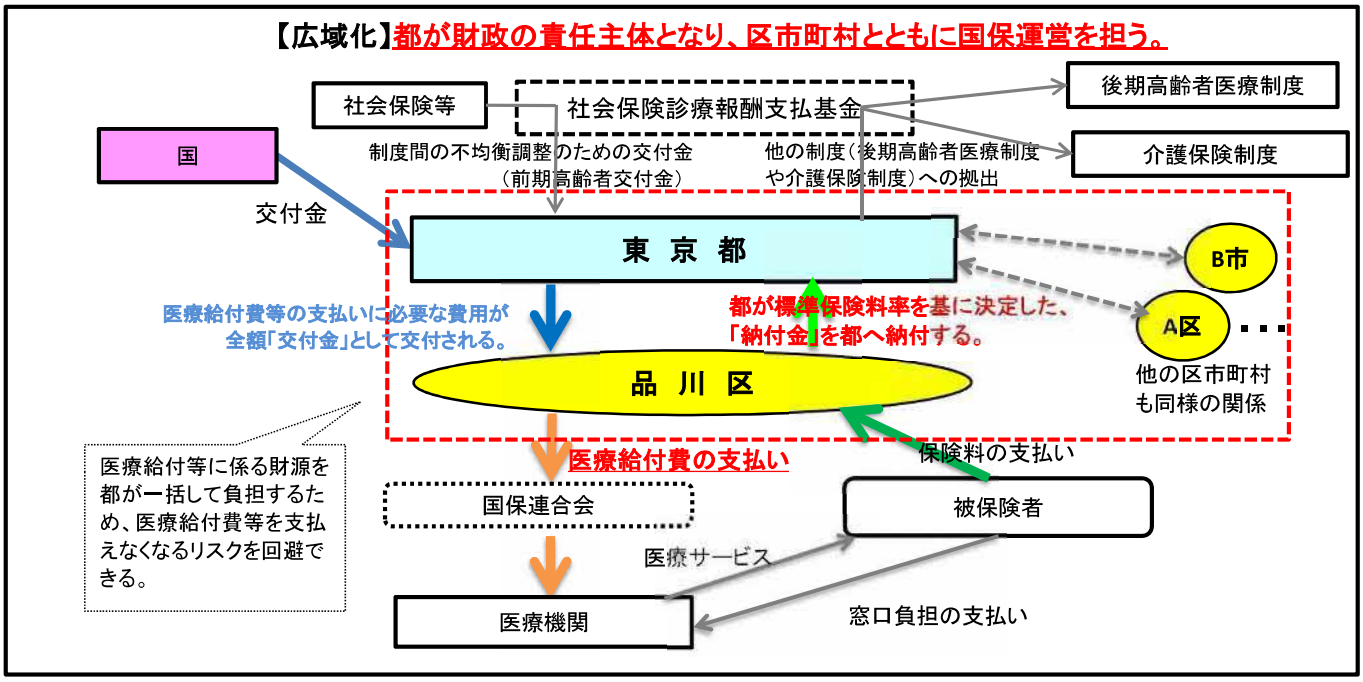

②特別区における調整について

1．将来的な方向性（都内保険料水準の統一、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消または縮減）に沿って、段階的に移行すべく23区統一で対応します。【統一保険料方式】

2．平成30年度から特別区独自の保険料負担軽減策として、本来の納付金総額に激変緩和措置割合（以下、「割合」という。）94％を乗じて、保険料賦課総額を引き下げ負担軽減を図りました。そして激変緩和措置期間を6年とし、年間で1％ずつ引き上げて解消することとしました。

しかし、新型コロナウイルス感染症拡大や保険料の急増等により、計画通り進めることができず、令和5年度保険料においては、割合を97.3％に設定し、さらに新型コロナウイルス感染症の影響と考えられる医療費増等に対応するため、特に影響が大きい基礎分に対して追加で一般会計からの繰入金を投入して負担抑制を図ることとし、基礎分を約90.3％としました。

こうした現状を踏まえ、令和5年度中に検討を行い、当初計画の2年延長および令和8年度で納付金の100％を賦課総額とすることとし、令和6年度の割合を98.0％に設定しました。そのうえで、令和5年度と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響と考えられる医療費増等に対応するため、特に影響が大きい基礎分に対して追加の負担抑制を図ることとし、基礎分を93.5％としました。

参考資料（2） 賦課割合の算出について

保険料賦課総額における所得割と均等割の比率である「賦課割合」は、以下のとおりです。

基礎分

	令和5年度			令和6年度		
	所得割	：	均等割	所得割	：	均等割
品川区 賦課割合	60	：	40	60	：	40
特別区 基準賦課割合	58	：	42	58	：	42

特別区では、賦課割合（所得割：均等割）について納付金算定の考え方に沿って、所得係数（所得水準の高い自治体ほど所得割比率が高くなる）により算定した割合とし、基礎分・支援分および介護分の賦課割合を58:42とすることが区長会の調整により定められています。

特別区共通の基準賦課割合から統一保険料率を算出しますが、品川区は決定した統一保険料率から賦課割合を算出することとなります。

《品川区の賦課割合決定までの流れ》

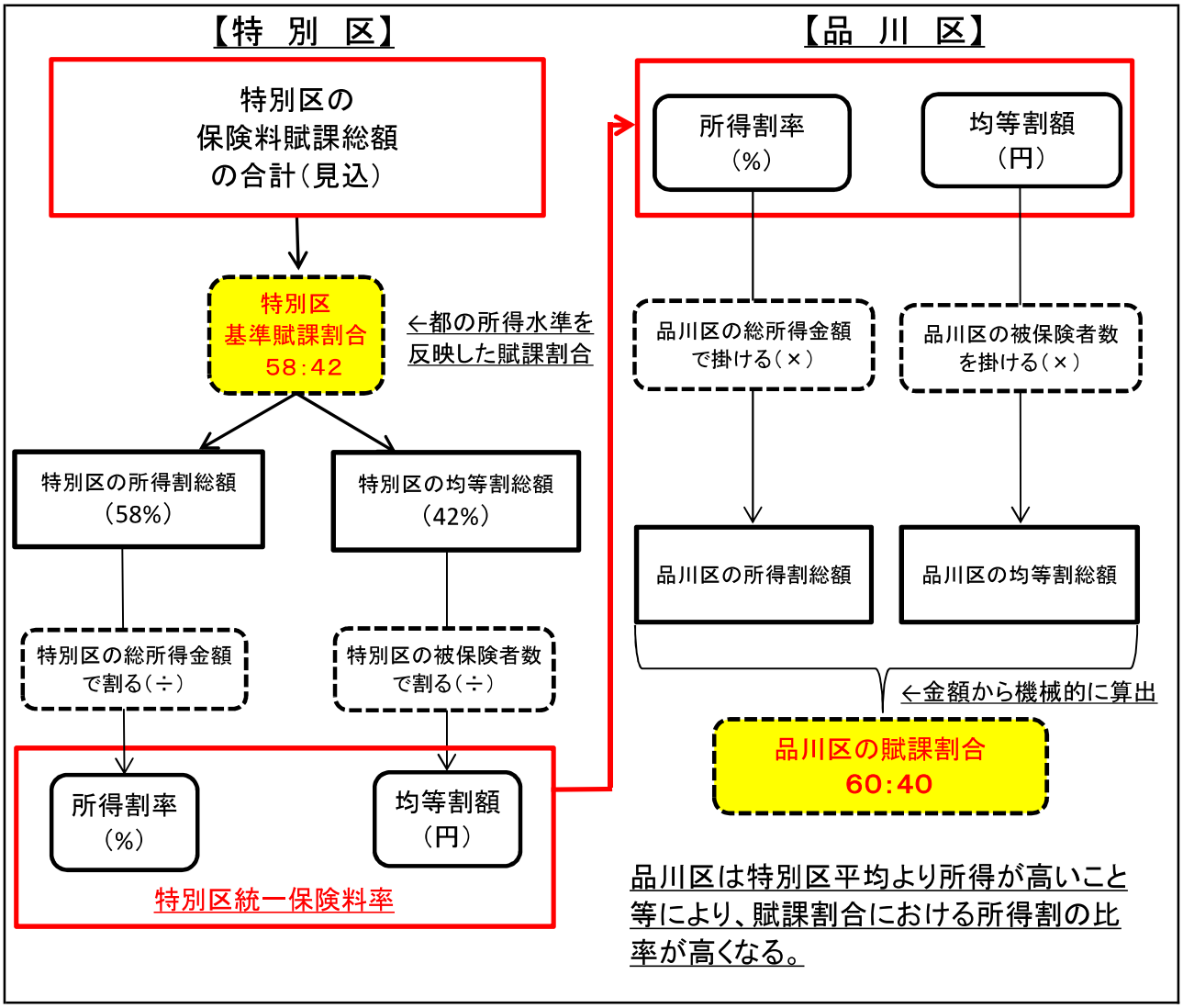

参考資料（3） 令和6年度保険料率の算定について

令和6年度の保険料率も、特別区長会において決定した統一保険料方式を継承することとなったため、品川区も特別区統一保険料方式に則り、保険料率を決定いたします。また、これまで区独自で設定することとしていた介護納付金分の所得割率についても、統一保険料率が示されたことから、同様に決定いたします。

【特別区統一保険料方式における算定方法】［金額は基礎分］

①東京都が算出した各区の納付金額を合算して、
特別区の納付金総額をベースに保険料額を算定します。

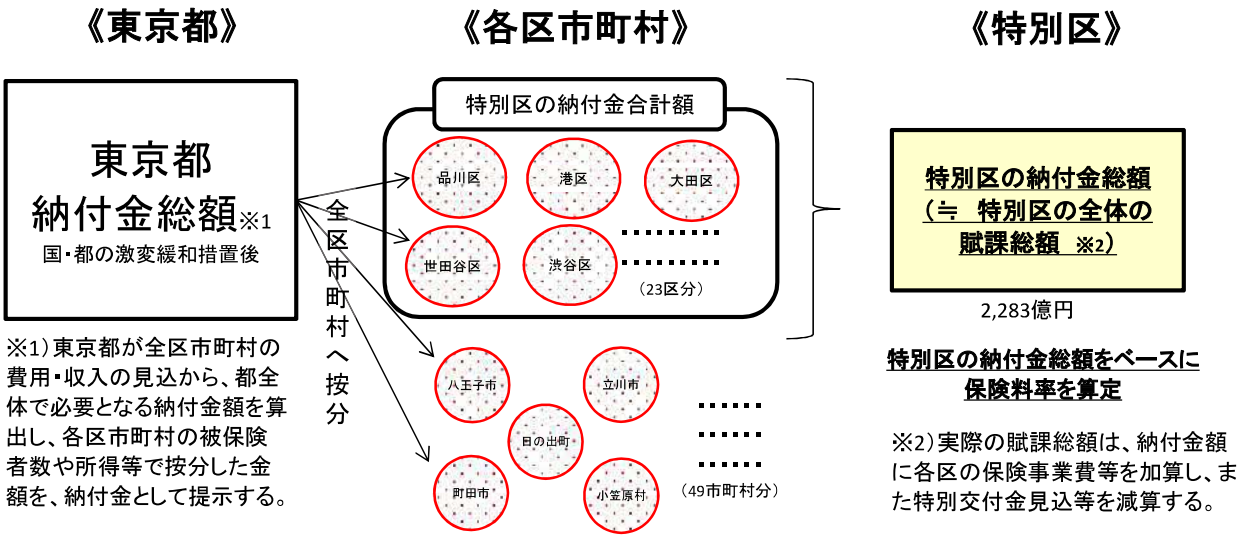

※1）東京都が全区市町村の費用・収入の見込から、都全体で必要となる納付金額を算出し、各区市町村の被保険者数や所得等で按分した金額を、納付金として提示する。

※2）実際の賦課総額は、納付金額に各区の保険事業費等を加算し、また特別交付金見込等を減算する。

②特別区における激変緩和措置策(※3)として、
本来の納付金総額から2.0%を減じる措置を行います。

《特別区》

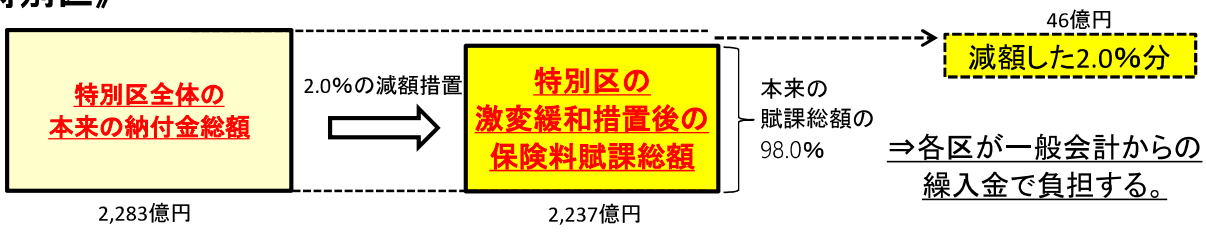

※3）納付金総額に一定の割合を乗じることで減算し、東京都が設定した激変緩和措置期間である6年間（平成30年度～令和5年度）で、段階的に納付金総額に近づけていく措置。令和5年度に、新型コロナウイルス感染症等の影響による当初計画の2年延長と、令和8年度で納付金の100%を賦課総額とすることを決定。令和6年度に関しては、前年の97.3%から0.7%引き上げ、98%に設定する。以降、1%ずつ引き上げる。

③新型コロナウイルス感染症に係る医療費分（概算額(※4)）64億円を一般会計からの繰入金で負担し、保険料賦課総額のうち基礎分(※5)を減算します。

※4）令和5年3～7月分の医療費実績から新型コロナウイルス感染症に係る推計分を1年分に換算し、そのうちの保険者負担分とする。

※5）新型コロナウイルス感染症による医療費増は、基礎分の保険料に影響を与えている。

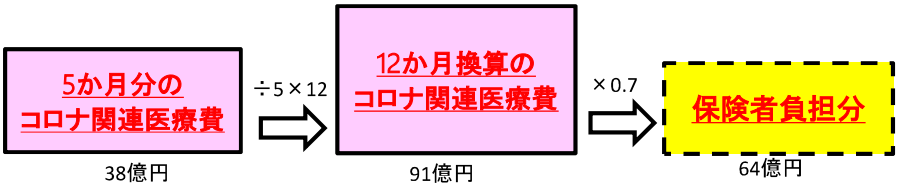

⇒各区が一般会計からの繰入金で負担する。

④令和3・4年度の保険給付費等交付金の増加により取崩した財政安定化基金の償還のため、特別区分として推計した39億円を一般会計からの繰入金で負担し、保険料賦課総額のうち基礎分を減算します。

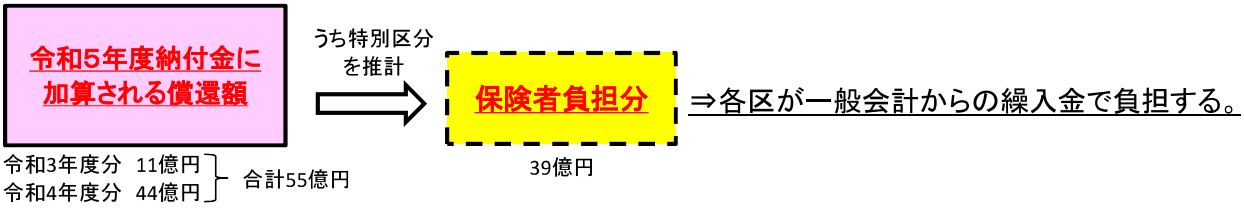

⑤独自激変緩和割合（基礎分）を決定します。

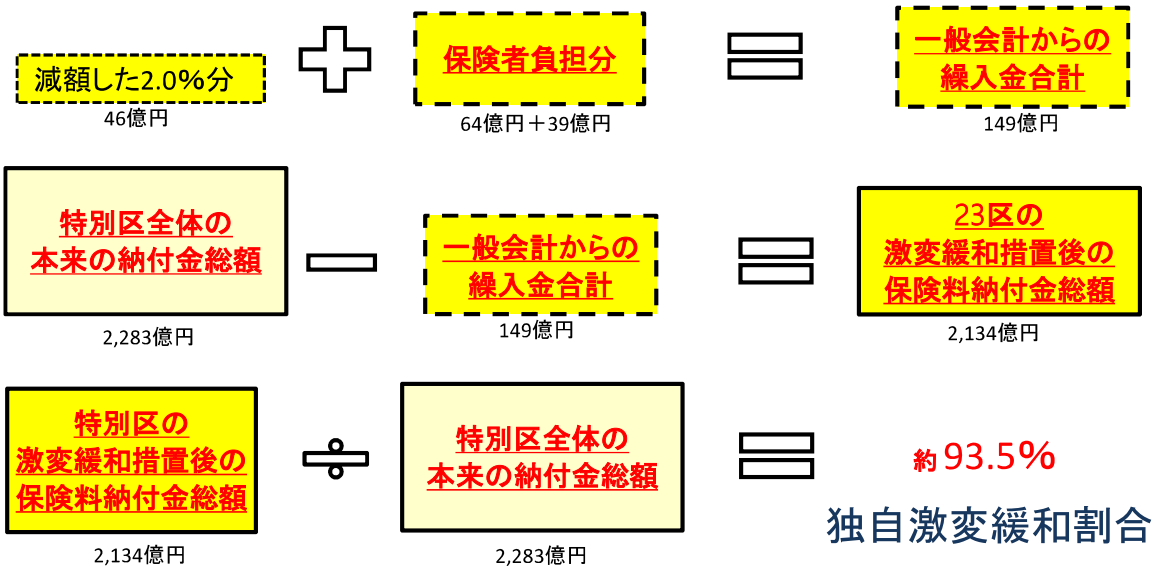

⑥保健事業 や任意給付等は、各区市町村ごとに差があるため、納付金に含まれていません。このため、保健事業費を加算したり、特別交付金など推計可能な公費支援を減算したりするなど、調整をします。

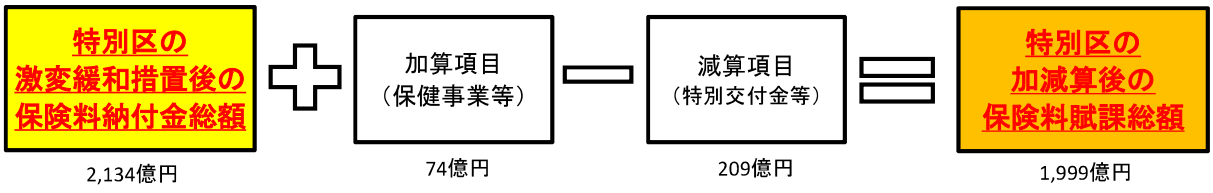

⑦激変緩和後の賦課総額から、特別区の基準賦課割合を用いて、保険料率を算定します。

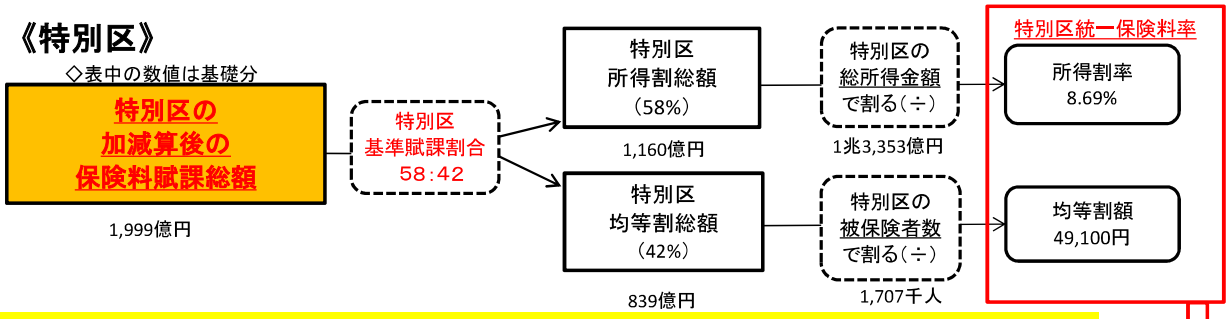

⇒　各区は、この保険料率と同じ保険料率を設定する。
⇒　各区は提示された納付金を基準に、保険料として集めるべき金額である賦課総額を決定する。

《令和6年度　保険料率の算定上の基礎数値について》

◆基礎分（医療分）

納付金総額	加算減算調整額	賦課総額100%	所得割総額	算定用所得総額	所得割率
2,283億円	−135億円	2,148億円	1,160億円	13,353億円	8.69%
納付金総額 93.5%調整後		賦課総額 93.5%調整後	均等割総額	算定用被保険者数	均等割額
2,134億円		1,999億円	839億円	1,707千人	49,100円

⇒賦課割合を「58:42」に決定し、所得割総額・均等割総額を算出。

◆後期高齢者支援分

納付金総額	加算減算調整額	賦課総額100%	所得割総額	算定用所得総額	所得割率
725億円	−38億円	687億円	390億円	13,947億円	2.80%
納付金総額 98.0%調整後		賦課総額 98.0%調整後	均等割総額	算定用被保険者数	均等割額
710億円		672億円	282億円	1,707千人	16,500円

⇒賦課割合を「58:42」に決定し、所得割総額・均等割総額を算出。

◆介護納付金分

納付金総額	加算減算調整額	賦課総額100%	所得割総額	算定用所得総額	所得割率
267億円	−15億円	252億円	143億円	6,072億円	2.36%
納付金総額 98.0%調整後		賦課総額 98.0%調整後	均等割総額	算定用被保険者数	均等割額
261億円		246億円	103億円	624千人	16,500円

⇒賦課割合を「58:42」に決定し、所得割総額・均等割総額を算出。

参考資料（4） 賦課限度額について

◇ 賦課限度額の概要

○社会保険方式を採用する医療保険制度では、保険料負担は、負担能力に応じた公平なものである必要がありますが、受益との関連において、被保険者の納付意欲に与える影響や、制度および事業の円滑な運営を確保する観点から、被保険者の保険料負担に一定の限度を設けることとしています。
○高齢化の進展等により医療給付費等が増加する一方で、被保険者の所得が十分に伸びない状況において、保険料負担の上限を引き上げずに、保険料率の引上げにより必要な保険料収入を確保することとすれば、高所得層の負担は変わらない中で、中間所得層の負担が重くなってしまいます。
○国保保険料の賦課限度額については、これまで被用者保険とのバランスを考慮し、賦課限度額超過世帯割合が1.5%に近づくように段階的に引き上げています。

◇ 令和6年度の改正について

○令和6年度においては、限度額（合計額）の超過世帯割合が引き上げ前において1.4%台となっている一方、後期高齢者支援金等賦課分の超過世帯割合が2%を超え、前年と比較して大幅に増加しています。また、基礎賦課分、後期高齢者支援金等賦課分、介護納付金賦課分のばらつきも拡大しています。
　このため、令和5年度と同じ割合の世帯が令和6年度においても賦課限度額到達世帯に該当するよう、後期高齢者支援金等賦課分の限度額を「2万円」引き上げることとなりました。

● 賦課限度額の引き上げ

	基礎分	支援分	介護分	合計
引上げ前	65万円	22万円	17万円	104万円
引上げ後（上げ幅）	65万円（増減なし）	24万円（+2万円）	17万円（増減なし）	106万円（+2万円）

●限度額該当世帯の割合（※1）

	基礎分	支援分	介護分	合計
R5年度	1.41%	1.97%	0.92%	1.33%
R6年度	1.44%	2.13%	0.96%	1.35%
R6年度（引上げ無）	1.44%	2.25%	0.96%	1.42%

● 賦課限度額引き上げに伴う保険料への影響について（※1）

基礎＋支援	R5年度	R6年度（据え置き）	R6年度（改定）
年収400万円（※2）	323,000円	333,000円	332,000円
限度額該当世帯	1,040,000円	1,040,000円	1,060,000円

⇨

影響（効果）（据え置き）	影響（効果）（改定）
+10,000円（＋3.2%）	＋9,000円（＋2.7%）
±0円	＋20,000円（＋2.0%）

※1）厚労省資料「令和6年度の国保保険料(税)に係る国の試算による賦課(課税)限度額の在り方(案)」より
※2）給与収入または年金収入を有する単身世帯で試算

◇ 賦課限度額の引き上げと保険料負担について

　賦課限度額の引き上げは、高所得者層の負担が増となる一方で、中・低所得者の保険料負担の伸び率を抑えることができます。

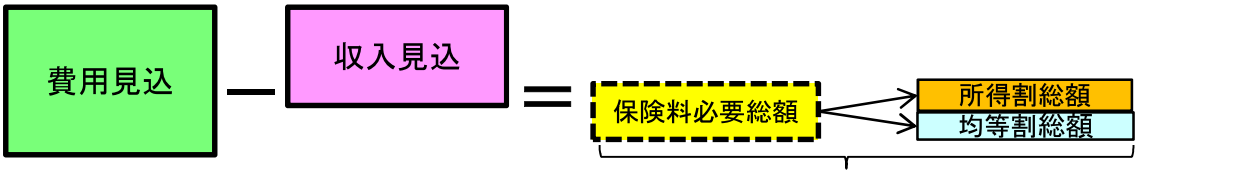

保険料総額（所得割総額＋均等割総額）は費用見込と収入見込の差引で決定します。
⇒**賦課限度額は保険料必要総額には影響しません。**

参考資料（5） 令和6年度　収入別・世帯構成別保険料試算〔モデルケースによる試算〕

保険料率等 （旧ただし書方式）	5年度基準保険料		6年度基準保険料（最終案）賦課割合			
	60:40	60:40	60:40	60:40	小計	60:40
	医療+支援分	介護分	医療分	支援金分		介護分
所得割率	9.59%	2.20%	8.69%	2.80%	11.49%	2.36%
均等割額	60,100	16,200	49,100	16,500	65,600	16,500
1人当たり保険料額	143,363	38,808	117,124	39,396	156,520	39,499
賦課限度額	870,000	170,000	650,000	240,000	890,000	170,000

品川区

※年金収入153万円及び給与収入98万円は、均等割のみ世帯の収入上限である。

①年金受給者（65歳以上）1人世帯 〔世帯主（65歳）のみ〕

年　収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
5年度基準保険料[a]（医療＋支援）		18,030	18,030	93,153	201,073	280,190	360,746	442,261	523,776	608,168	699,273
6年度	保険料[b]（医療+支援）	19,680	19,680	106,483	234,503	329,295	425,811	523,476	621,141	722,253	831,408
	前年度保険料との比較 [b]-[a]	1,650	1,650	13,330	33,430	49,105	65,065	81,215	97,365	114,085	132,135
	対前年度比[b]/[a]	1.092	1.092	1.143	1.166	1.175	1.180	1.184	1.186	1.188	1.189
均等割軽減対象		7割軽減	7割軽減	2割軽減							

②年金受給者（65歳以上）2人世帯 〔世帯主（65歳）＋配偶者（65歳・収入なし）〕

年　収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
5年度基準保険料[a]（医療＋支援）		36,060	36,060	105,173	261,173	340,290	420,846	502,361	583,876	668,268	759,373
6年度	保険料[b]（医療+支援）	39,360	39,360	119,603	300,103	394,895	491,411	589,076	686,741	787,853	869,620
	前年度保険料との比較 [b]-[a]	3,300	3,300	14,430	38,930	54,605	70,565	86,715	102,865	119,585	110,247
	対前年度比[b]/[a]	1.092	1.092	1.137	1.149	1.160	1.168	1.173	1.176	1.179	1.145
均等割軽減対象		7割軽減	7割軽減	5割軽減							

③給与所得者（65歳未満）1人世帯 〔世帯主（40歳）のみ〕

年　収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
5年度基準保険料[a]（医療＋支援）		18,030	31,968	145,451	212,581	283,547	360,267	436,987	517,543	603,853	694,958
6年度	保険料[b]（医療+支援）	19,680	35,098	167,861	248,291	333,317	425,237	517,157	613,673	717,083	826,238
	前年度保険料との比較 [b]-[a]	1,650	3,130	22,410	35,710	49,770	64,970	80,170	96,130	113,230	131,280
	対前年度比[b]/[a]	1.092	1.098	1.154	1.168	1.176	1.180	1.183	1.186	1.188	1.189
5年度保険料[c]（医療+支援+介護）		22,890	40,508	181,231	263,761	351,007	445,327	539,647	638,683	744,793	856,798
6年度	保険料[d]（医療+支援+介護）	24,630	43,820	205,365	302,315	404,805	515,605	626,405	742,745	867,395	996,238
	前年度保険料との比較 [d]-[c]	1,740	3,312	24,134	38,554	53,798	70,278	86,758	104,062	122,602	139,440
	対前年度比[d]/[c]	1.076	1.082	1.133	1.146	1.153	1.158	1.161	1.163	1.165	1.163
均等割軽減対象		7割軽減	5割軽減								

④給与所得者（65歳未満）2人世帯 〔世帯主（40歳）＋配偶者（40歳・収入なし）〕

年　収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
5年度基準保険料[a]（医療＋支援）		36,060	62,018	181,511	272,681	343,647	420,367	497,087	577,643	663,953	755,058
6年度	保険料[b]（医療+支援）	39,360	67,898	207,221	313,891	398,917	490,837	582,757	679,273	782,683	868,360
	前年度保険料との比較 [b]-[a]	3,300	5,880	25,710	41,210	55,270	70,470	85,670	101,630	118,730	113,302
	対前年度比[b]/[a]	1.092	1.095	1.142	1.151	1.161	1.168	1.172	1.176	1.179	1.150
5年度保険料[c]（医療+支援+介護）		45,780	78,658	227,011	340,061	427,307	521,627	615,947	714,983	821,093	925,058
6年度	保険料[d]（医療+支援+介護）	49,260	84,870	254,625	384,415	486,905	597,705	708,505	824,845	949,495	1,038,360
	前年度保険料との比較 [d]-[c]	3,480	6,212	27,614	44,354	59,598	76,078	92,558	109,862	128,402	113,302
	対前年度比[d]/[c]	1.076	1.079	1.122	1.130	1.139	1.146	1.150	1.154	1.156	1.122
均等割軽減対象		7割軽減	5割軽減	2割軽減							

⑤給与所得者（65歳未満）3人世帯 〔世帯主（40歳）＋配偶者（40歳・収入なし）＋子（5歳・収入なし）〕

年　収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
5年度基準保険料[a]（医療＋支援）		45,075	77,043	205,551	272,681	373,697	450,417	527,137	607,693	694,003	780,313
6年度	保険料[b]（医療+支援）	49,200	84,298	233,461	313,891	431,717	523,637	615,557	712,073	815,483	875,210
	前年度保険料との比較 [b]-[a]	4,125	7,255	27,910	41,210	58,020	73,220	88,420	104,380	121,480	94,897
	対前年度比[b]/[a]	1.092	1.094	1.136	1.151	1.155	1.163	1.168	1.172	1.175	1.122
5年度保険料[c]（医療+支援+介護）		54,795	93,683	251,051	333,581	457,357	551,677	645,997	745,033	851,143	950,313
6年度	保険料[d]（医療+支援+介護）	59,100	101,270	280,865	377,815	519,705	630,505	741,305	857,645	982,295	1,045,210
	前年度保険料との比較 [d]-[c]	4,305	7,587	29,814	44,234	62,348	78,828	95,308	112,612	131,152	94,897
	対前年度比[d]/[c]	1.079	1.081	1.119	1.133	1.136	1.143	1.148	1.151	1.154	1.100
均等割軽減対象		7割軽減	5割軽減	2割軽減	2割軽減						

⑥給与所得者（65歳未満）4人世帯 〔世帯主（40歳）＋配偶者（40歳・収入なし）＋子（5歳・収入なし）＋子（1歳・収入なし）〕

年　収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
5年度基準保険料[a]（医療＋支援）		54,090	92,068	175,501	296,721	403,747	480,467	557,187	637,743	724,053	810,363
6年度	保険料[b]（医療+支援）	59,040	100,698	200,661	340,131	464,517	556,437	648,357	744,873	848,283	883,460
	前年度保険料との比較 [b]-[a]	4,950	8,630	25,160	43,410	60,770	75,970	91,170	107,130	124,230	73,097
	対前年度比[b]/[a]	1.092	1.094	1.143	1.146	1.151	1.158	1.164	1.168	1.172	1.090
5年度保険料[c]（医療+支援+介護）		63,810	108,708	211,281	357,621	487,407	581,727	676,047	775,083	881,193	980,363
6年度	保険料[d]（医療+支援+介護）	68,940	117,670	238,165	404,055	552,505	663,305	774,105	890,445	1,015,095	1,053,460
	前年度保険料との比較 [d]-[c]	5,130	8,962	26,884	46,434	65,098	81,578	98,058	115,362	133,902	73,097
	対前年度比[d]/[c]	1.080	1.082	1.127	1.130	1.134	1.140	1.145	1.149	1.152	1.075
均等割軽減対象		7割軽減	5割軽減	5割軽減	2割軽減						

参考資料（6）政令指定都市における国民健康保険料の状況（令和5年度）

都　市	賦課限度額	賦課割合（応能：応益）	保険料率			
			応能割（基礎分＋支援分）		応益割	
			所得割	資産割	均等割	平等割
札幌市	87万円	50 ： 50	12.49%		23,810円	41,200円
仙台市	87万円	50 ： 50	11.21%		34,070円	34,180円
さいたま市	87万円	－	9.61%		43,600円	
千葉市	87万円	55 ： 45	9.54%		29,040円	35,040円
横浜市	87万円	60 ： 40	10.30%		48,220円	
川崎市	87万円	60 ： 40	9.70%		52,018円	
相模原市	87万円	－	8.35%		35,500円	23,000円
新潟市	87万円	－	10.70%		24,900円	31,200円
静岡市	87万円	－	8.38%		34,700円	28,500円
浜松市	87万円	－	9.55%		36,000円	30,000円
名古屋市	87万円	50 ： 50 （均等割５％引き下げあり）	11.19%		60,508円	
京都市	87万円	50 ： 50	10.47%		34,990円	22,540円
大阪市	85万円	45 ： 55	11.87%		41,457円	40,815円
堺市	85万円	基礎 46.45:53.55 後期 45.55:54.45	11.54%		39,611円	41,793円
神戸市	87万円	45 ： 55	10.91%		46,000円	30,150円
岡山市	87万円	50 ： 50	10.45%		36,480円	27,840円
広島市	87万円	50 ： 50	9.45%		35,270円	35,138円
北九州市	87万円	47 ： 53	11.21%		31,270円	36,900円
福岡市	87万円	50 ： 50	10.03%		30,162円	29,031円
熊本市	87万円	基礎 43.64：56.36 後期 44.65：55.35	10.61%		44,700円	32,600円
特別区	87万円	58 ： 42	9.59%		60,100円	

参考資料（7）国民健康保険料の保険料率等の推移

【基礎分＆後期高齢者支援金分】

			令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度（案）	
特別区賦課割合			58:42		58:42		58:42		58:42		58:42	
（所得割：均等割）			58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42
品川区賦課割合			61:39		61:39		60:40		60:40		60:40	
（所得割：均等割）			61:39	60:40	61:39	60:40	60:40	60:40	60:40	60:40	60:40	60:40
品川区保険料率等（＝特別区統一基準と同じ）	所得割率		9.43%		9.54%		9.44%		9.59%		11.49%	
	基礎分	支援金分	7.14%	2.29%	7.13%	2.41%	7.16%	2.28%	7.17%	2.42%	8.69%	2.80%
	均等割額		52,800円		52,000円		55,300円		60,100円		65,600円	
	基礎分	支援金分	39,900円	12,900円	38,800円	13,200円	42,100円	13,200円	45,000円	15,100円	49,100円	16,500円
	賦課限度額		820,000円		820,000円		850,000円		870,000円		890,000円	
	基礎分	支援金分	630,000円	190,000円	630,000円	190,000円	650,000円	200,000円	650,000円	220,000円	650,000円	240,000円
特別区　1人当たり保険料（減額措置による減額前の値）			126,202円		124,989円		131,813円		143,363円		156,520円	
基礎分	支援金分		95,473円	30,729円	93,389円	31,600円	100,322円	31,491円	107,348円	36,015円	117,124円	39,396円
特別区1人当たり保険料前年度との差	金額		1,028円		−1,213円		6,824円		11,550円		13,157円	
	率		+0.82%		−0.96%		+5.46%		+8.76%		+9.18%	
品川区　1人当たり保険料（減額措置による減額前の値）			135,480円		132,290円		139,014円		150,909円		164,813円	
基礎分	支援金分		103,230円	32,250円	99,119円	33,171円	105,702円	33,312円	112,877円	38,032円	123,508円	41,305円
品川区1人当たり保険料前年度との差	金額		3,172円		−3,190円		6,724円		11,895円		13,904円	
	率		+2.40%		−2.41%		+5.08%		+8.56%		+9.21%	

※1　一人当たり保険料は各年度の料率試算見込時の比較。

【参考】

品川区 調整後基礎賦課額	基礎分
	8,033,908,872円
	支援金分
	2,581,127,120円

【参考】

品川区 標準保険料率			
	標準　所得割率		12.41%
	基礎分	支援金分	9.46%	2.95%
	標準　均等割額		74,304円
	基礎分	支援金分	57,006円	17,298円

【介護納付金分】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(案)
特別区賦課割合 (所得割:均等割)		57:43	58:42	58:42	58:42	58:42
品川区賦課割合 (所得割:均等割)		58:42	60:40	60:40	60:40	60:40
保険料率等	所得割率 (～令和5年度:区独自、令和6年度～:特別区基準)	1.99%	2.59%	2.44%	2.20%	2.36%
	均等割額 (特別区基準と同じ)	15,600円	17,000円	16,600円	16,200円	16,500円
	賦課限度額	170,000円	170,000円	170,000円	170,000円	170,000円
品川区 1人当たり保険料 (減額措置による減額前の値)		37,036円	42,796円	41,354円	40,742円	40,799円
品川区 1人当たり保険料 前年度との差	金額	4,643円	5,760円	-1,442円	-612円	57円
	率	+14.33%	+15.55%	-3.37%	-1.48%	+0.14%

【参考】

調整後基礎賦課額 品川区	介護分	
	976,094,143円	

【参考】

標準保険料率 品川区	標準所得割率 介護分	2.42%
	介護分 標準均等割額	17,603円

参考【品川区1人当たり保険料推移(基礎＋後期＋介護)】※40歳～64歳

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(案)
品川区 1人当たり保険料 (減額措置による減額前の値)		172,516円	175,086円	180,368円	191,651円	205,612円
品川区 1人当たり保険料 前年度との差	金額	7,815円	2,570円	5,282円	11,283円	13,961円
	率	+4.74%	+1.49%	+3.02%	+6.26%	+7.28%

参考資料（8） 品川区国民健康保険　主な数値

＊「しながわの国保　令和4年度実績」より

項　　目			3年度	4年度
品川区	世帯（年度末）		228,275 世帯	231,681 世帯
	人口（年度末）		404,405 人	406,362 人
被保険者	被保険者数（年度末）			
	世帯		51,626 世帯	50,046 世帯
	加入率		22.62 %	21.60 %
	人員		68,739 人	65,577 人
	加入率		17.00 %	16.14 %
	【再掲】未就学児		1,500 人	1,376 人
	人員に対する割合		2.18 %	2.10 %
	被保険者数（年間平均）			
	世帯		52,345 世帯	50,922 世帯
	被保険者数		70,076 人	67,291 人
	外国人（年度末）			
	外国人登録者数		12,466 人	14,204 人
	被保険者数		3,964 人	4,400 人
	外国人登録者数に対する加入率		31.80 %	30.98 %
	全被保険者数に対する加入率		5.77 %	6.71 %
資格取得・喪失	資格取得			
	件数		15,144 件	16,361 件
	被保険者数		17,287 人	18,506 人
	喪失			
	件数		17,629 件	19,388 件
	被保険者数		19,766 人	21,668 人
保険給付	医療費（一般・退職）		27,129,950,528 円	26,354,462,173 円
	一人当たり医療費（一般・退職）		386,010 円	390,119 円
	高額療養費支給状況			
	金額（一般・退職）		2,821,706,012 円	2,697,433,742 円
	件数（一般・退職）		46,883 件	46,968 件
保険料	収納状況			
	収納率（現年分）		93.02 %	92.19 %
	収納率（滞納繰越分）		36.40 %	38.22 %
	減額・免除			
	免除	件数	14 件	13 件
		金額	615,102 円	805,523 円
	減額	件数	0 件	0 件
		金額	0 円	0 円
	政策減額措置状況（一般・退職）			
	7割減額	世帯数	16,437 世帯	17,114 世帯
		減額の額	450,204,160 円	494,064,550 円
	5割減額	世帯数	5,554 世帯	5,299 世帯
		減額の額	138,069,800 円	137,624,900 円
	2割減額	世帯数	4,603 世帯	4,203 世帯
		減額の額	47,126,480 円	45,215,400 円

報告事項１

品川区国保財政健全化計画について

平成29年度に国民健康保険制度改革の一環として策定した品川区国保財政健全化計画について、令和４年度の実績をご報告します。

計画の概要

東京都国民健康保険運営方針に基づき、決算補填等を目的とした法定外の一般会計繰入金について、平成30年度から６年間の解消・縮減計画を示したものです。

制度上保険料の対象となる経費を賦課総額の対象とした上で、平成30年度は、そのうち納付金分を94％として算定し、以後、６年間の激変緩和措置期間を目途にこの割合を原則年１％ずつ引き上げ、法定外繰入を段階的に解消する旨を平成29年度特別区長会で申し合わせました。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大等の影響による保険料の急増を抑制するため、令和５年度保険料においては独自激変緩和割合を97.3％に設定し、さらに基礎分に対して追加で一般財源を投入するなどの対応を行っており、当初計画通りに進んでいない現状があります。

計画内容

決算補填等を目的とした法定外繰入金について毎年49,084千円ずつ削減します。また、医療費適正化のため、以下の取組みを行います。

① データヘルス計画に基づき効果的な保健事業を実施
（生活習慣病改善指導・健診結果説明会・卒煙セミナー・個別受診勧奨など）
② 柔道整復療養費に対する二次点検の実施
③ ジェネリック医薬品促進のため差額通知の送付および普及啓発
④ 口座登録勧奨、口座振替キャンペーン実施、納付案内センターによる積極的な納付勧奨

令和４年度の実施状況

削減額　▲859,090千円（３年度削減額：337,602千円）　（単位:千円）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
繰越金	561,545	492,206	921,820	479,365
法定外繰入金	727,940	895,968	300,000	1,070,000
決算補填等を目的とした繰入金(再掲)	606,150	433,628	96,026	955,116
赤字削減額(前年との差)	▲411,481	172,522	337,602	▲859,090

計画額との乖離の原因

・令和元年度は、繰越金が少なくなり、削減額がマイナスとなった。
・令和２年度は、決算補填等目的の繰入金の算出方法を一部変更（翌年度に精算する交付金等を除く等）したため減少した。
・令和３年度は、前年度からの繰越額が想定よりも増となり、削減額が増加した。
・令和４年度は、決算補填等目的の繰入金の増加に伴い、削減額がマイナスとなった。

報告事項２

品川区第三期データヘルス計画・品川区第四期国保基本健診等実施計画について

１　計画の目的

（１）第三期データヘルス計画

レセプト・健診情報等のデータの分析から、PDCA サイクルに沿った保健事業を展開し、被保険者を含む区民の健康保持増進、生活の質（QOL）の維持向上および予防的事業の運営、早期重症化対策等による効果的な医療費の給付を目指す。

根拠：国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（厚生労働省告示）

（２）第四期国保基本健診等実施計画

特定健康診査等基本指針（厚生労働省告示）に基づき、国保基本健診および国保保健指導の実施方法や目標など、基本的な事項を定める。

根拠：高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条

２　計画期間、評価・見直し

令和６年度から令和 11 年度までの６年間とし、中間時点（令和８年度）に進捗確認および中間評価を行い、新たな課題や取り巻く状況を踏まえ、計画の見直しを図る。

３　策定経過

データヘルス計画・国保基本健診等実施計画策定委員会

第１回　令和５年７月 27 日
第２回　令和５年９月５日
第３回　令和５年 11 月 16 日
第４回　令和６年１月 30 日

４　計画について

別添「品川区第三期データヘルス計画・品川区第四期国保基本健診等実施計画（素案）」のとおり

５　周知方法

（１）区ホームページに掲載

（２）閲覧用として区政資料コーナー・図書館に各１部配付

報告事項３

令和5年度第1回品川区国民健康保険事業の運営に関する協議会　議事要旨

<table>
<tr><td>開催期間</td><td colspan="4">令和5年10月18日（水）～令和5年11月２日（木）</td></tr>
<tr><td>出席者</td><td colspan="4">品川区国民健康保険事業の運営に関する協議会委員　22名
期間内に定数24名のうち過半数に達する委員より回答書の返信があったため、品川区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第6条2項の規定により、会議が開催されたものとする。</td></tr>
<tr><td>出席委員
（敬称略）</td><td>被保険者代表</td><td>医師・薬剤師代表</td><td>公　益　代　表</td><td>被用者保険代表</td></tr>
<tr><td></td><td>大八木　繁
亀井　哲郎
佐々木　武人
田母神　克予
林　芳史
樋口　伸一</td><td>大木　研一
加藤　肇
上山　泰
菊池　真由美
林　永直
原　正博
前田　武昭</td><td>岡村　佐智子
こんの　孝子
鈴木　ひろ子
新美　まり
西村　直子
伏見　敏博
やなぎさわ　聡</td><td>杉浦　顕一
寺田　康久</td></tr>
<tr><td>議題</td><td colspan="4">1．審議事項　　品川区国民健康保険条例の一部改正について
(1)国民健康保険料の産前産後期間の免除措置の新設について
(2)地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴う地方税法の引用条項の変更について
2．報告事項　　第三期データヘルス計画等の策定について</td></tr>
<tr><td>審議結果</td><td colspan="4">諮問事項の賛否について書面により意見を求めたところ、22名のすべての委員より「異議なし」との回答が得られた。
事務局より会長に対して、賛否回答および委員からの意見について改めて確認した上で、品川区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第6条3項の規定により、「原案を適当と認める」ことに決した。また、「意見あり」との回答があった委員からの意見については、附帯意見として答申に盛り込むこととした。
区長に答申を行った後、結果を各委員に通知した。</td></tr>
<tr><td>附帯意見</td><td colspan="4">・産前産後期間相当分の保険料免除について申請漏れを防ぐ手立てを検討すること。
・生まれた子どもについても保険料を免除するほか、保険料の軽減を18歳まで拡大するよう国に働きかけてもらいたい。</td></tr>
</table>

品川区国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
（第１条から第14条の２まで省略）	（第１条から第14条の２まで省略）
（基礎賦課総額） 第14条の３　保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第19条の２、第19条の４および第19条の５の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。	（一般被保険者に係る基礎賦課総額） 第14条の３　保険料の賦課額のうち一般被保険者（退職被保険者等（法附則第７条第１項に規定する退職被保険者等をいう。以下同じ。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第19条の２、第19条の４および第19条の５の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。
（１）　当該年度における次に掲げる額の合算額 ア　療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額ならびに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費および高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額	（１）　当該年度における次に掲げる額の合算額 ア　療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額ならびに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費および高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額の合算額
イ　法附則第７条の規定により読み替えられた法第75条の７第１項の国民健康保険事業費納付金（以下「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用（東京都（以下「都」という。）の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）および介護保険法（平成９年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部	イ　法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の７第１項の国民健康保険事業費納付金（以下「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用（東京都（以下「都」という。）が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、都の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）および介護保険法（平成９年法律第123号）の規定による納付金（以下

改正後	改正前
分を除く。）の額	「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額
ウ　法第81条の２第５項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額	ウ　法第81条の２第５項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額
エ　法第81条の２第10項第２号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額	エ　法第81条の２第10項第２号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額
オ　保健事業に要する費用の額	オ　保健事業に要する費用の額
カ　その他区の国民健康保険事業会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等および介護納付金の納付に要する費用に充てる部分ならびに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額	カ　その他区の国民健康保険事業会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等および介護納付金の納付に要する費用に充てる部分ならびに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額ならびに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費および高額介護合算療養費の支給に要する費用の額ならびに都が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等および介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）および退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）
（２）　当該年度における次に掲げる額の合算額	（２）　当該年度における次に掲げる額の合算額
ア　法第74条の規定による補助金の額	ア　法第74条の規定による補助金の額
イ　法附則第７条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等および介護納付金の納付に要する費用に充てる	イ　法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等および介護納付金の納付に要する費用に充てる

改正後	改正前
部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）および同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額	部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）および同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額
ウ　法第75条の２第１項の国民健康保険保険給付費等交付金の額	ウ　国民健康保険保険給付費等交付金（法第75条の２第１項の国民健康保険保険給付費等交付金をいう。エにおいて同じ。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第１項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。エにおいて同じ。）に係るものを除く。）の額
エ　その他区の国民健康保険事業会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等および介護納付金の納付に要する費用に充てる部分ならびに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法第72条の３第１項、第72条の３の２第１項および第72条の３の３第１項の規定による繰入金を除く。）の額	エ　その他区の国民健康保険事業会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等および介護納付金の納付に要する費用に充てる部分ならびに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第９条第１項の規定により読み替えられた法第72条の３第１項、第72条の３の２第１項および第72条の３の３第１項の規定による繰入金ならびに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額
（基礎賦課額） 第14条の４　保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額および被保険者均等割額の合算額の総額とする。	（一般被保険者に係る基礎賦課額） 第14条の４　保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額および被保険者均等割額の合算額の総額とする。
（基礎賦課額の所得割額の算定） 第15条　前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の２第１項に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第	（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定） 第15条　前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の２第１項に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附

改正後	改正前
35条の２の６第８項または第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の４第１項もしくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項、第35条の２第１項、第35条の３第１項または第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第１項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第５項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の４第１項もしくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項または第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第１項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の３第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の２の６第11項または第35条の３第13項もしくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の４の２第７項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第８条第２項（外国居住者等所得相互免除法第12条第５項および第16条第２項において準用する場合を含む。第19条の２第１号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第８条第４項（外国居住者等所得相互免除法第12条第６項および第16条第３項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等	則第35条の２の６第８項または第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の４第１項もしくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項、第35条の２第１項、第35条の３第１項または第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第１項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第５項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の４第１項もしくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項または第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第１項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の３第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の２の６第11項または第35条の３第13項もしくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の４の２第７項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第８条第２項（外国居住者等所得相互免除法第12条第５項および第16条第２項において準用する場合を含む。第19条の２第１号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第８条第４項（外国居住者等所得相互免除法第12条第６項および第16条第３項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税

改正後	改正前
実施特例法」という。）第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額および租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の２第２項の規定による控除をした後の総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第15条の４の所得割の保険料率を乗じて算定する。	条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額および租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の２第２項の規定による控除をした後の総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第15条の４の所得割の保険料率を乗じて算定する。
２　前項の場合における地方税法第314条の２第１項に規定する総所得金額もしくは山林所得金額または他の所得と区分して計算される所得の金額を算定する場合においては、同法第313条第９項中雑損失に係る部分の規定を適用しないものとする。	２　前項の場合における地方税法第314条の２第１項に規定する総所得金額もしくは山林所得金額または他の所得と区分して計算される所得の金額を算定する場合においては、同法第313条第９項中雑損失に係る部分の規定を適用しないものとする。
（第15条の２および第15条の３まで省略）	（第15条の２および第15条の３まで省略）
（基礎賦課額の保険料率） 第15条の４　基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 （１）　所得割　100分の8.69 （２）　被保険者均等割　被保険者１人につき４万9,100円	（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率） 第15条の４　一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 （１）　所得割　100分の7.17 （２）　被保険者均等割　被保険者１人につき４万5,000円
２　前項第１号の所得割は、基礎賦課総額の100分の60に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（令第29条の７第２項第４号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の９に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数とし、同項第２号の被保険者均等割は、基礎賦課総額の100分の40に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の２カ年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額	２　前項第１号の所得割は、一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の60に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（令第29条の７第２項第４号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の９に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数とし、同項第２号の被保険者均等割は、一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の40に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の２カ年度の各年度における一般被保

改正後	改正前
とする。	険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額とする。
	（退職被保険者等に係る基礎賦課額）
第15条の５から第15条の７まで　削除	第15条の５　保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額および被保険者均等割額の合算額の総額とする。
	（退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定）
	第15条の６　前条の所得割額は、退職被保険者等に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に第15条の４の所得割の保険料率を乗じて算定する。
	（退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定）
	第15条の７　第15条の５の被保険者均等割額は、第15条の４の規定により算定した額と同額とする。
（基礎賦課限度額）	（基礎賦課限度額）
第15条の８　第14条の４の基礎賦課額は、65万円を超えることができない。	第15条の８　第14条の４または第15条の５の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の４の基礎賦課額および第15条の５の基礎賦課額の合算額をいう。第19条、第19条の２、第19条の４および第19条の５において同じ。）は、65万円を超えることができない。
（後期高齢者支援金等賦課総額）	（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）
第15条の９　保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額（第19条の２、第19条の４および第19条の５の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。	第15条の９　保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第19条の２、第19条の４および第19条の５の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。
（１）　当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等および病床転換支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号にお	（１）　当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等および病床転換支援金等の納付に要する費用に充てる部分であつて、都が行

改正後	改正前
いて同じ。）の額	う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。）の額
（２）　当該年度における次に掲げる額の合算額	（２）　当該年度における次に掲げる額の合算額
ア　法附則第７条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）および同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額	ア　法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）および同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額
イ　その他区の国民健康保険事業会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の３第１項、第72条の３の２第１項および第72条の３の３第１項の規定による繰入金を除く。）の額	イ　その他区の国民健康保険事業会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第９条第１項の規定により読み替えられた法第72条の３第１項、第72条の３の２第１項および第72条の３の３第１項の規定による繰入金を除く。）の額
（後期高齢者支援金等賦課額）	（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額）
第15条の10　保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額および被保険者均等割額の合算額の総額とする。	第15条の10　保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額および被保険者均等割額の合算額の総額とする。
（後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）	（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）
第15条の11　前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。	第15条の11　前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。
（後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）	（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）
第15条の12　後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。	第15条の12　一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。
（１）　所得割　100分の2.80	（１）　所得割　100分の2.42
（２）　被保険者均等割　被保険者１人につき１万6,500円	（２）　被保険者均等割　被保険者１人につき１万5,100円
２　前項第１号の所得割は、後期高齢者支援金等賦課総額の100分の60に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除	２　前項第１号の所得割は、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の60に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の

改正後	改正前
後の総所得金額等の見込額（令第29条の７第３項第４号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の９の２に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数とし、同項第２号の被保険者均等割は、後期高齢者支援金等賦課総額の100分の40に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の２カ年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額とする。	前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（令第29条の７第３項第４号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の９の２に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数とし、同項第２号の被保険者均等割は、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の40に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の２カ年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額とする。
第15条の13から第15条の15まで　削除	（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額） 第15条の13　保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額および被保険者均等割額の合算額の総額とする。 （退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定） 第15条の14　前条の所得割額は、退職被保険者等に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に第15条の12の所得割の保険料率を乗じて算定する。 （退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定） 第15条の15　第15条の13の被保険者均等割額は、第15条の12の規定により算定した額と同額とする。
（後期高齢者支援金等賦課限度額） 第15条の16　第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額は、24万円を超えることができない。	（後期高齢者支援金等賦課限度額） 第15条の16　第15条の10または第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額および第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額の合算額をいう。第19条、第19条の２、第19条の４および第19条の５において同じ。）は、22万円を超えることができない。
（介護納付金賦課総額） 第16条　保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第19条の２および第19条の５の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつて	（介護納付金賦課総額） 第16条　保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第19条の２および第19条の５の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつて

改正後	改正前
は、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 （１）　当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額 （２）　当該年度における次に掲げる額の合算額 ア　法附則第７条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）および同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額 イ　その他区の国民健康保険事業会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の３第１項および第72条の３の３第１項の規定による繰入金を除く。）の額	は、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 （１）　当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額 （２）　当該年度における次に掲げる額の合算額 ア　法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）および同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額 イ　その他区の国民健康保険事業会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第９条第１項の規定により読み替えられた法第72条の３第１項および第72条の３の３第１項の規定による繰入金を除く。）の額
（第16条の２から第16条の３まで省略）	（第16条の２から第16条の３まで省略）
（介護納付金賦課額の保険料率） 第16条の４　介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 （１）　所得割　100分の2.36 （２）　被保険者均等割　被保険者１人につき１万6,500円 ２　前項第１号の所得割は、介護納付金賦課総額の100分の60に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（令第29条の７第４項第４号ただし書に	（介護納付金賦課額の保険料率） 第16条の４　介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 （１）　所得割　100分の2.20 （２）　被保険者均等割　被保険者１人につき１万6,200円 ２　前項第１号の所得割は、介護納付金賦課総額の100分の60に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（令第29条の７第４項第４号ただし書に

改正後	改正前
規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数とし、同項第２号の被保険者均等割は、介護納付金賦課総額の100分の40に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の２カ年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額とする。	規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数とし、同項第２号の被保険者均等割は、介護納付金賦課総額の100分の40に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の２カ年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額とする。
（第16条の５から第18条の３まで省略）	（第16条の５から第18条の３まで省略）
（賦課期日後において納付義務の発生、消滅または被保険者数の異動等があつた場合） 第19条　保険料の賦課期日後に、納付義務が発生した場合、一世帯に属する被保険者数が増加し、もしくは減少した場合、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、もしくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた場合または一世帯に属する被保険者が令第29条の７の２第２項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第14条の４、第15条の10もしくは第16条の２の額または次条各号、第19条の４各号もしくは第19条の５第１項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加し、もしくは減少した日（法第６条第１号から第８号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、もしくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日または一世帯に属する被保険者が特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。	（賦課期日後において納付義務の発生、消滅または被保険者数の異動等があつた場合） 第19条　保険料の賦課期日後に、納付義務が発生した場合、一世帯に属する被保険者数が増加し、もしくは減少した場合、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、もしくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた場合または一世帯に属する被保険者が令第29条の７の２第２項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第14条の４、第15条の５、第15条の10、第15条の13もしくは第16条の２の額または次条各号、第19条の４各号もしくは第19条の５第１項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加し、もしくは減少した日（法第６条第１号から第８号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、もしくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日または一世帯に属する被保険者が特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。
２　保険料の賦課期日後に、納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条の４、第15条の10もしくは第16条の２の額または次条各号、第19条の４各号もしくは第19条の５第１項各号に定める額の算定は、その	２　保険料の賦課期日後に、納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条の４、第15条の５、第15条の10、第15条の13もしくは第16条の２の額または次条各号、第19条の４各号もしくは第19条の５第１項各

改正後	改正前
納付義務が消滅した日（法第６条第１号から第８号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。	号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第６条第１号から第８号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。
（低所得者の保険料の減額）	（低所得者の保険料の減額）
第19条の２　次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の４の基礎賦課額からそれぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額からそれぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）および第16条の２の介護納付金賦課額からそれぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。	第19条の２　次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の４または第15条の５の基礎賦課額からそれぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、第15条の10または第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額からそれぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）および第16条の２の介護納付金賦課額からそれぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。
（１）　世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に、保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者（法第６条第８号の規定により被保険者資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の２第１項に規定する総所得金額（同法第317条の２第１項第２号に規定する青色専従者給与額または同法第313条第５項に規定する事業専従者控除額については、同条第３項、第４項または第５項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第１項、第３項または第４項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の２第１項に規定する山林所得金額および他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の２の６第８項または第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第５項に規定する短	（１）　世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に、保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者（法第６条第８号の規定により被保険者資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の２第１項に規定する総所得金額（同法第317条の２第１項第２号に規定する青色専従者給与額または同法第313条第５項に規定する事業専従者控除額については、同条第３項、第４項または第５項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第１項、第３項または第４項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の２第１項に規定する山林所得金額および他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の２の６第８項または第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第５項に規定する短

改正後	改正前
期譲渡所得の金額、同法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の３第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の２の６第11項または第35条の３第13項もしくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の４の２第７項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等所得相互免除法第８条第２項に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第８条第４項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額および租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の２第２項第１号に定める金額（世帯主ならびに当該世帯主の世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者（次号および第３号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数および公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の２第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号から第３号までにおいて「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあつ	期譲渡所得の金額、同法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の３第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の２の６第11項または第35条の３第13項もしくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の４の２第７項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等所得相互免除法第８条第２項に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第８条第４項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額および租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の２第２項第１号に定める金額（世帯主ならびに当該世帯主の世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者（次号および第３号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数および公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の２第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号から第３号までにおいて「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあつ

改正後	改正前
ては、地方税法第314条の２第２項第１号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 ア　基礎賦課額に係る被保険者均等割額　被保険者１人につき３万4,370円 イ　後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額　被保険者１人につき１万1,550円 ウ　介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額　被保険者１人につき１万1,550円	ては、地方税法第314条の２第２項第１号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 ア　基礎賦課額に係る被保険者均等割額　被保険者１人につき３万1,500円 イ　後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額　被保険者１人につき１万570円 ウ　介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額　被保険者１人につき１万1,340円
（２）　前号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の２第２項第１号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、29万5,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に、保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数および特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外の者 ア　基礎賦課額に係る被保険者均等割額　被保険者１人につき２万4,550円 イ　後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額　被保険者１人につき8,250円 ウ　介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額　被保険者１人につき8,250円	（２）　前号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の２第２項第１号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、29万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に、保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数および特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外の者 ア　基礎賦課額に係る被保険者均等割額　被保険者１人につき２万2,500円 イ　後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額　被保険者１人につき7,550円 ウ　介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額　被保険者１人につき8,100円
（３）　第１号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の２第２項第１号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10	（３）　第１号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の２第２項第１号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10

改正後	改正前
万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、54万5,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に、保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数および特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前２号に該当する者以外の者	万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、53万5,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に、保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数および特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前２号に該当する者以外の者
ア　基礎賦課額に係る被保険者均等割額　被保険者１人につき9,820円	ア　基礎賦課額に係る被保険者均等割額　被保険者１人につき9,000円
イ　後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額　被保険者１人につき3,300円	イ　後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額　被保険者１人につき3,020円
ウ　介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額　被保険者１人につき3,300円	ウ　介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額　被保険者１人につき3,240円
（未就学児の被保険者均等割額の減額）	（未就学児の被保険者均等割額の減額）
第19条の４　当該年度において、納付義務者の属する世帯に６歳に達する日以後の最初の３月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第19条の２に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。	第19条の４　当該年度において、納付義務者の属する世帯に６歳に達する日以後の最初の３月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第19条の２に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
（１）　基礎賦課額に係る被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額	（１）　基礎賦課額に係る被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額
ア　第19条の２第１号アに規定する金額を減額した世帯　7,365円	ア　第19条の２第１号アに規定する金額を減額した世帯　6,750円
イ　第19条の２第２号アに規定する金額を減額した世帯　１万2,275円	イ　第19条の２第２号アに規定する金額を減額した世帯　１万1,250円
ウ　第19条の２第３号アに規定する金額を減額した世帯　１万9,640円	ウ　第19条の２第３号アに規定する金額を減額した世帯　１万8,000円
エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　２万4,550円	エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　２万2,500円
（２）　後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額	（２）　後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額
ア　第19条の２第１号イに規定する金額を減額した世帯　2,475円	ア　第19条の２第１号イに規定する金額を減額した世帯　2,265円
イ　第19条の２第２号イに規定する金額を減額した世帯　4,125円	イ　第19条の２第２号イに規定する金額を減額した世帯　3,775円
ウ　第19条の２第３号イに規定する金額を減額した世帯　6,600円	ウ　第19条の２第３号イに規定する金額を減額した世帯　6,040円

改正後	改正前
エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　8,250円 （出産被保険者の保険料の減額） 第19条の５ ２　前項各号に定めるところにより算定した額を決定する場合において、１円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。 （第20条から第29条まで省略） （付則第１条から第５条まで省略） 第６条および第７条　削除	エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　7,550円 （出産被保険者の保険料の減額） 第19条の５ ２　前項に規定する保険料額を決定する場合において、１円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。 （第20条から第29条まで省略） （付則第１条から第５条まで省略） （平成23年度および平成24年度における保険料の所得割額の算定の特例） 第６条　平成23年度および平成24年度における第15条第１項、第15条の６、第15条の11、第15条の14および第16条の３に規定する基礎控除後の総所得金額等の算出においては、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる金額を控除するものとする。 （１）　当該年度分の地方税法の規定による都民税および特別区民税（同法の規定による道府県民税および市町村民税を含むものとし、同法第50条の２および第328条の規定によつて課する所得割の額ならびに同法第24条第１項の規定によつて課する利子割額、配当割額および株式等譲渡所得割額を除く。以下この号において同じ。）が課されない者（条例の定めるところにより当該都民税および特別区民税が課されない者を含む。）賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の100分の75に相当する金額 （２）　前号に該当しない者であつて、課税標準額（賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の３第１項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額、同法附則第33条の３第５項第１号に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額、同法附則第34条第４項に規定する課税長期譲渡所得金額、同法附則第35条第５項に規定する課税

改正後	改正前
	短期譲渡所得金額、同法附則第35条の２第６項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額、同法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額、租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額および租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。）の合計額（1,000円未満の端数の金額があるときまたはその全額が1,000円未満であるときは、その端数の金額またはその全額を切り捨てた額）をいう。以下この条において同じ。）が100万円以下で、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等が課税標準額の100分の150の金額を超える者　賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等から課税標準額の100分の150の金額を控除した額の100分の50に相当する金額 （３）　第１号に該当しない者であつて、課税標準額が100万円を超え、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等が課税標準額の100分の150の金額を超える者　賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等から課税標準額の100分の150の金額を控除した額の100分の25に相当する金額 ２　世帯主または当該世帯に属する被保険者が特例対象被保険者等であつて、当該者の賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等および課税標準額に所得税法第28条第１項に規定する給与所得が含まれているときは、当該給与所得については、同条第２項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額を当該者の給与所得として前項の規定を適用する。 （平成25年度および平成26年度における保険料の所得割額の算定の特例） 第７条　平成25年度および平成26年度における第15条第１項、第15条の６、第15条の11、第15条の14および第16条の３に規定する基礎控除後の総所得金額等の算出においては、当該年度分の地方税法の規定による都民税および特別区民税（同法の規定による道府県民税および市町村民税を含むもの

改正後	改正前
	とし、同法第50条の２および同法第328条の規定によつて課する所得割の額ならびに同法第24条第１項の規定によつて課する利子割額、配当割額および株式等譲渡所得割額を除く。以下この条において同じ。）が課されない者（条例の定めるところにより当該都民税および特別区民税が課されない者を含む。）については、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等から次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる金額を控除するものとする。 （１）　平成25年度　平成24年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の100分の50に相当する金額 （２）　平成26年度　平成25年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の100分の25に相当する金額 ２　世帯主または当該世帯に属する被保険者が特例対象被保険者等であつて、当該者の賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に所得税法第28条第１項に規定する給与所得が含まれているときは、当該給与所得については、同条第２項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額を当該者の給与所得として前項の規定を適用する。
（付則第８条から第10条まで省略）	（付則第８条から第10条まで省略）
付　則 （施行期日） １　この条例は、令和６年４月１日から施行する。 （経過措置） ２　改正後の第15条の４、第15条の12、第15条の16、第16条の４、第19条の２および第19条の４の規定は、令和６年度以後の年度分の保険料から適用し、令和５年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。 ３　改正前の品川区国民健康保険条例付則第６条の規定は、平成 23 年度および平成 24 年度分の保険料については、なおその効力を有する。	

改正後	改正前
4　改正前の品川区国民健康保険条例付則第７条の規定は、平成25年度および平成26年度分の保険料については、なおその効力を有する。	